

【様式第3号】

済生会今治病院奨学金貸与契約書

済生会今治病院 院長 松野 剛（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に済生会今治病院新人医師応援奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与及び保証に関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（奨学金の貸与）

第2条 甲は、乙に対して済生会今治病院新人医師応援奨学金制度規程（以下「規程」という。）に基づき、済生会今治病院（以下「本院」という。）における優秀な医師の確保・地域医療の充実資することを目的として、次の各号に掲げるところにより奨学金を貸与するものとする。

- (1) 貸与する額は、規程第6条による額とする。
- (2) 貸与する期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- (3) 貸与の時期は、年度当初並びに毎月当月分を貸与する。但し、特別の事情があるときは、数ヶ月分あわせて貸与することがある。

（貸与の停止、解除）

第3条 甲は、乙が規程第9条に該当したときは、又は該当するものと認められるときは、貸与を停止し、本契約を解除するものとする。

（届出）

第4条 乙は、甲に対して規程第10条の届出を怠ってはならない。

（返還）

第5条 乙は、規程第11条に該当するときは、貸与を受けた金額の全額を甲に返還しなければならない。但し、規程第12条第2項に該当するときは、甲において決定した金額を返還しなければならない。

（返還債務の免除）

第6条 甲は、乙が医師として業務に従事し、規程第12条第1項に該当するに至ったときは、乙の申請により奨学金の返済債務を免除するものとする。

- 2 甲は、乙が規程第12条第2項に該当するに至ったときは、乙の申請により奨学金の返還債務の全部又は一部を免除することができるものとする。

（延滞利息）

第7条 甲は、乙が正当な理由なく奨学金の返還期限までに返還しなかったときは、規程第11条第3項の規定により計算した延滞利息を徴収するものとする。

（保証人）

第8条 保証人は、乙と連帯して本契約に定める債務を負担するものとする。

【様式第3号の2】

(疑義の決定)

第9条 規程及び本契約に定めない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本契約を証するために、本書2通を作成し、甲、乙及び保証人が記入押印のうえ、甲乙双方が各一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会今治病院

院長 松野 剛

乙 住 所 〒

氏 名

印

連帯保証人

住 所 〒

氏 名

印

生年月日

職業（勤務先）

電話番号（自宅）

本人との続柄

連帯保証人

住 所 〒

氏 名

印

生年月日

職業（勤務先）

電話番号（自宅）

本人との続柄